

上郡町介護保険条例の一部改正（案）についての意見募集

【目的及び背景】

上郡町では、介護者の負担軽減と在宅介護の促進、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、要介護4以上の高齢者(*1)を介護している介護者(*2)に対し、介護保険法（以下「法」という。）に定められた「地域支援事業」に位置づけて、介護用品（紙おむつやパットなど）の給付事業（以下「家族介護用品給付事業」という。）を行っています。

この度、国の「地域支援事業」の事業内容見直しにより、令和9年度以降、「家族介護用品給付事業」が当事業の対象外となり、国・県等の財政支援を受けることができない事業になります。

町では「家族介護用品給付事業」を引き続き介護保険制度の中で実施したいと考えており、同じく法に規定されている「保健福祉事業」として、令和9年度からの第10期介護保険事業計画に位置付けていきたいと考えています。

つきましては、介護保険条例の一部を改正し、「保健福祉事業」を実施することについて「住民の皆様からのご意見を募集します。

(*1)の高齢者及び(*2)の介護者は、いずれも非課税世帯に属している町民

【条例改正の考え方】

「保健福祉事業」は、介護保険法第115条の49に「要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業」を行うことができる。と規定されていることから、上郡町介護保険条例に「保健福祉事業」を行う旨規定し、引き続き介護保険制度の中で「家族介護用品給付事業」を行うことができるように改正するものです。

【条例案】

（保健福祉事業）

第2条の3 上郡町は、法第115条の49に規定する保健福祉事業として要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行う。

2 前項の事業に関して必要な事項は、町長が別に定める。

【今後の手続き】

寄せられた意見等を参考に、令和8年度中に上郡町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、第10期上郡町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に「家族介護用品給付事業」を位置付けるとともに、令和9年3月定例議会に上郡町介護保険条例の一部を改正する条例（案）を提出します。

【施策案の概要】

上郡町介護保険条例の一部を改正して、当条例に介護保険法に定められている「保健福祉事業」として、「要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業」を行う旨の規定を追加します。

◎上郡町介護保険条例改正（案）

（保健福祉事業）	
第2条の3	上郡町は、法第115条の49に規定する保健福祉事業として要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行う。
2	前項の事業に関して必要な事項は、町長が別に定める。

◎地域支援事業と保健福祉事業について

	地域支援事業	保健福祉事業
介護保険法の規定	第115条の45 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として、 <u>次に掲げる事業を行う。</u> （以下省略）	第115条の49 市町村は、地域支援事業のほか、 <u>要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</u>
町条例	条例制定「不要」	条例制定「必要」
事業費に対する負担割合	国 1/4、県 1/8、町 1/8 1号被保険者 1/4 2号被保険者 1/4	1号被保険者 10/10

* 1号被保険者は65歳以上、2号被保険者は40歳～64歳までの介護保険被保険者

◎家族介護用品給付事業の概要（事業内容はこれまでの内容を変更する予定はありません。）

給付対象者	住民税非課税世帯の要介護4以上の在宅高齢者（町民）を介護している住民税非課税世帯に属する町民。
給付限度額	8,300円／月
給付する介護用品の種類	・紙おむつ・リハビリパンツ・尿取りパット等
R7年度平均給付者数	月平均5.1人

皆様からいただいたご意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

提出いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめご承知下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合は、公表の際に当該箇所は削除させていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ使用させていただきます。